

公 示 送 達 書

告 示 第 227 号

令和8年 8月31日

玉村町長 石川 眞男



別紙の書類は、通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場健康福祉課に保管してあります。書類の宛名人、またはその関係者の申し出があれば、いつでもお渡しいたします。

なお、この掲示は 介護保険法第143条（地方税法第20条の2準用）の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に別紙書類が送達されたものとみなします。

公示送達されるべき者の住所、氏名、書類の名称は別紙のとおりです。

送達すべき書類を特定するために必要な情報

別紙のとおり

送達を受けるべき者の氏名又は名称

別紙のとおり

公示送達者一覽

[illegible]